

# 第1章 阿蘇神社所蔵資料にみる長目塚古墳発掘調査の舞台裏

緒方 徹

## はじめに

長目塚古墳の発掘調査は、土木工事により破壊が避けられなくなった阿蘇地方最大の前方後円墳に対して、文化財保護を目的に実施された熊本県初の開発に伴う緊急発掘調査である。結果として墳丘の前方部は失われたものの、事前に記録保存が図られたことは、貴重な調査成果の蓄積と共に熊本県における埋蔵文化財保護行政の基礎を築く大きな功績を残した。

発掘調査から半世紀以上が経過した現在、熊本大学文学部考古学研究室が中心となり、長目塚古墳や中通古墳群の価値の再評価に向けて出土遺物の再検討などが行われている。併せて既存資料や文献等の再整理も進められる中で、阿蘇神社のご協力により神社所蔵の長目塚古墳発掘関係資料を調査させて頂く機会を得た。

本稿では、発掘調査が行われた昭和24～25年（1949～1950）の神社の『社務日誌』から抽出した関係する記事や新聞記事及び発掘調査に至る経過資料、事務手続の文書の写などが綴られた『長目塚問題関係綴』並びに阿蘇市所蔵の新聞記事等をもとにして、阿蘇神社側の視点を中心に長目塚古墳の発掘調査前後の舞台裏を紹介したい。

## 1 長目塚古墳発掘に至る経緯

東岳川の河川改修工事と長目塚古墳については、昭和24年（1949）10月5日付けの大阪朝日新聞に「古墳をつぶす工事待った 東岳川改修に阿蘇神社から異議 生産か史跡保存か」の見出しで取り上げられている。記事には、阿蘇郡中通村（現 阿蘇市一の宮町中通）の災害対策として「県では東岳川の河川改修工事を計画、河川の湾曲部を直線につつ切ることになったが、第一予定線は多くの耕地をつぶすというので生産の立場から地元村民が反対、そこで第二予定線に変更、その途中にある阿蘇古墳群中の長目塚古墳の前方部に河川が掘られる計画となっているため所有者である阿蘇神社が信仰と史跡保存の立場からその工事待ったと異議を申立てた。そのため着工に至らず史跡保存と生産面はどちらが大切かという問題に直面、工事は行悩みとなった」と報じられている。

阿蘇神社の『社務日誌』には、昭和24年（1949）の10月6日の欄にこの新聞記事の切り抜きが貼られ、10月10日に禰宜と相談役が現地調査へ出向したという記録が長目塚古墳発掘調査に係る記事の初見である。以降、「長目塚問題協議会」として連日に亘り氏子会等神社関係者との協議開催が記載されており、阿蘇神社側が突然の対応に苦慮していた様子が分かる。

『社務日誌』によると、10月11日に県社会教育課が県史蹟名勝天然記念物並びに国宝重要美術調査員の坂本経堯氏と中通村の甲斐重喜村長を伴って阿蘇神社を訪問し、宮司をはじめ神社相談役との意見交換が行われている。翌12日には、阿蘇神社宮司ほか神社相談役一同、県河港課、県社会教育課、坂本氏、熊本女子大の乙益重隆教授、県宮地土木出張所、地元郷土史家の笹原助氏、中通村長など関係者一同が参集され長目塚古墳にて現地協議が行われている。朝日新聞記事（年月日不明）によれば、先ず工事主体の県土木部河港課が「火山灰が堆積した東岳川の改修は2ヶ年計画で実施し、総予算は1500万円、本年度800万円で行うことと決定しており、雨季になれば西河原集落が危険にさらされるため、早急に着工の必要がある」と説

明、坂本氏と乙益教授は、考古学上から古墳の価値の重要性を説き「この計画を行えば必ず災害が解決するのか」、「水路など技術的改善で古墳破壊が回避できないのか」と意見している。また、地元中通村からも「村の誇りとしている古墳に手をつけたい計画を立てて欲しい」との声があがり、県は計画を再検討の上、改めて最終案を提出することになったとされている。この当時、開発に対する文化財保護の観点がしっかりと主張されていたことと、地元中通村においても長目塚古墳は郷土の貴重な文化財という認識があったことは特記すべきである。

10月30日の『社務日誌』では、宮司ほか神社関係者が中通村長、西河原集落代表から地元の事情を聴取、翌31日には宮司が県庁へ出向き関係課と協議を行ったとされる。そして11月8日には「長目塚問題につき最終会合を執行」との記載があり、県河港課、坂本氏、神社側は宮司他職員、相談役、氏子会代表、地元郷土史家などが出席し、協議の結果、「状勢致し方なく長目塚前方部河川敷使用のことは一応の決。但し条件を附すること」となったと記されている。11月11日付けの朝日新聞の記事には、「県民のために古墳を壊す 阿蘇東岳川改修問題着落す」との見出しで、県は最終案をもって神社関係者と協議を行い、「古墳を壊す以外に方法がないということであれば民生のためにやむを得ない、しかし貴重な文化財を壊す以上二度と災害を繰返さぬ責任の下に行って欲しい」と宮司が内諾したと伝えている。

阿蘇神社が提示した条件については、神社内で度々協議が行われており、「長目塚撤去の件は一に神意に依り可き事」として「神意に応じて学界の最高権威を動員して慎重に調査を行い、古墳の価値を社会に発表すること（土木業者に一任するが如きは絶対に不可）」、「発掘した出土遺物は保存の法を講じ、神社に帰属すること」、「中通村において将来の祭祀の方途を講じ、神社に対する信仰の念を高めること」などの記録が残っている。

## 2 明治から昭和初期における阿蘇谷の古墳をめぐる実情と阿蘇神社の動向

阿蘇神社が提示した条件には、阿蘇家や神社の由緒に係る阿蘇開拓の祖神の神陵という宗教観や、旧官幣大社としての神社の体面が「神意」に表れており、加えて調査に対する要望や価値の公表など長目塚古墳に対する文化財としての高い価値観があったことが窺える。これらを具体的に示す資料として、大正2年(1913)5月6日付けで神社が県知事宛てに提出した「官有荒蕪地ヲ神社境内ニ編入ノ儀ニ付稟請」がある。その内容は、中通古墳群中の6基の官有地の古墳（車塚A・車塚B・鞍掛塚A・鞍掛塚B・上鞍掛A・上鞍掛B）について神社の飛地境内地への編入を県に願い出たものである。原文を抜粋して紹介すると、中通古墳群は「口碑伝説に依れば阿蘇国土草創の祖神健磐龍命を始め国造速瓶玉命並に御親族神等の御墳墓又は倍塚なりと稱へ来り則ち当社所属の神陵」（中略）「維新後官有荒蕪地に編入せられてより当社の関係中断すると共に物質的文明の進歩に伴い尊敬の心念減殺せられ隣接の地主は四邊より一鍬削り二鍬落し年と共に古墳の元形を毀損し甚しきは殆んど石櫃を露出するものあるに至れり其間には土器刀剣曲玉管玉類を発掘せしこと尠からず」と口碑伝説による神社と古墳の関係性や当時における古墳の深刻な現状が述べられている。そして、「神陵の徴証に関しては何等社記に存ずる所なきも上、述の如き口碑伝説も存し居り且宮内省書陵部及び考古学者等数次の实地踏査をも当神社祭神以下御親族神等の御陵墓ならんとの鑑定に有」として、宮内省書陵部や考古学の踏査を神社神陵の根拠事例にあげている。宮内省書陵部とは、おそらく大正2年(1913)1月に行なわれた宮内省御用掛の増田于信氏の踏査で、考古学は明治36年(1903)2月に行なわれた中村徳五郎氏の踏査<sup>(2)</sup>を示しているものと考えられ、「其の形状を毀損し遂に全り歴史の証徴を失うに至るべきやも保し難く風教上及歴史上遺憾の次第なるのみならず当神社としては神聖なる祭神の神陵地を牛馬の蹂躪に委するが如きは洵に忍び難き次第に付き（中略）夫々保護の方法を講じ永久に保存可致」として願い出たものであつ

た。長目塚古墳は民有地であったため「稟請」には含まれていなかったが、神社は「稟請」提出の同年の大正2年(1913)12月に個人から前方部を購入している。県は翌年の大正3年(1914)4月1日付けで境内地編入の許可を出し、神社に対して当該古墳の払い下げが行われた。神社は同年に長目塚古墳前方部を含めて飛地境内地への編入を完了している。

大正3年(1914)は、阿蘇神社が官幣大社へと昇格した年であり、神社の由緒に係る古墳の境内地編入は昇格を目前に控えた機運等の影響も背景にあったものと推測されるが、大正2年(1913)1月17日付けの九州日日新聞の記事に「阿蘇国造の御陵墓発見」という見出しで、宮内省御用掛の増田氏の踏査の結果、「全く長目塚は阿蘇国造速瓶玉命の御陵墓と断じて可なる者如し」、「長目塚と称する前方後円墳は阿蘇の国造速瓶玉命の墳なると略確實となれり」とあり、また18日付けの同新聞記事には「即ち阿蘇国造の累代宗廟ならんと阿蘇家は実に斯くの如き光輝ある歴史を有し阿蘇の人々は又阿蘇家と共に最古我国文化の中心となりて今日に及べるものなり此意味よりし吾人は阿蘇人士の為に現今古墳にして民有のものあらば此際之を悉く阿蘇神社に寄付し完全なる保護の下に永遠に尊崇愛国の念を旺ならしめん事を切に望む」と報じられている。このことから、中通古墳群の阿蘇神社飛地境内化には増田氏の踏査が大きな契機となったことがほぼ間違いないといえる。加えて中通村役場は、中通古墳群の各古墳の所在地、地目、面積、地権者などが記載された「古塚所有者調」を作成して村長名で阿蘇神社へ交付している。この資料の作成年月日が増田氏の中通古墳群踏査直後の大正2年(1913)年1月16日付けであるため、増田氏の踏査に関連して作成された可能性が高く、中通村も中通古墳群の阿蘇神社飛地境内化に協力していたことが窺える。

また、「稟請」文中の古墳の毀損や破壊、盗掘などについては、阿蘇神社は明治期にも熊本県令宛に「神陵保存願」<sup>(3)</sup>を度々提出して、中通古墳群等の保護策を講じる必要性を訴えてきたところであり、神社側は近代の開墾事情を受けて古墳の破壊が進んでいることを早くから深刻な問題として捉えていたことが窺える。中通古墳群の阿蘇神社飛地境内化が果たされた後も開墾による古墳の破壊問題は収まらず、昭和8年(1933)5月14日及び18日付けの九州日日新聞には、「考古学、人類学、上唯一の研究資料として古代文化の跡を現世に物語る古墳が近時ややもすれば地方農民によって開墾或いは削減され暫次壊損しつつある」現状を受け、「神霊地阿蘇一帯に点在する阿蘇国土開拓の諸神を祭祀する古墳群に対する地方民の認識を深め、大いに注意を喚起して古墳の維持保存及び史蹟研究はもとより敬神崇祖の信念を往盛ならしめ以て世道人心の善導に資すべく」として、古墳群の保存の周知啓発を目的に熊本県神職会阿蘇郡支会の主催による古墳祭が中通村にて催されている<sup>(4)</sup>。

この古墳祭の開催された時期から考えると、昭和9年(1934)の阿蘇国立公園指定前後から、優れた自然環境と共に阿蘇の神話や歴史、文化も注目されるようになり、関係する名所旧跡へ人々の関心が向く一方で、地元では田畑の開墾によって阿蘇の古代文化を象徴する古墳の削平や消失等が進み、学術的にも保存の声が高まっていたことなどによるものと考えられる。

以上のように阿蘇神社にとっては、単に長目塚古墳前方部の土地所有者としてだけではなく、神社所縁の神陵であるという位置づけをもとに高い価値観があり、古墳の保存目的で神社の飛地境内化まで行なってきた経緯から、本来であれば工事による古墳の破壊は論外で発掘調査を行うことに対しても抵抗があったと考えられる。しかしながら、地域の安定的な暮らしを願う農耕神を祀る神社としての立場もあることから、地元村民の嘆願を受けて苦渋の決断に至ったのではないかと推測される。

### 3 長目塚古墳の発掘調査

阿蘇神社の内諾を得て、早速、県社会教育課や坂本氏は発掘調査の準備に取り掛かっている。阿蘇神社の『長

目塚問題関係綴』には当時の長目塚古墳の発掘調査に係る行政手続の写しが残されており、先ず県社会教育課は、11月12日付けで文部大臣宛に発掘調査の願出を行っている。文部省は、この願出に伴い17日付けで宮内省書陵部長宛に長目塚古墳の現状変更についての照会を行っており、宮内省は同日付けで「差支えない」と回答している。これを受けて文部省は19日付けで社会教育局長名にて坂本氏を調査員とする発掘調査の許可を熊本県教育委員会宛に通知している。これらの手続のうち、特に宮内省に対する照会においては、史蹟名勝天然記念物保存法施行令で定められた古墳を発掘する場合の宮内大臣協議<sup>(5)</sup>に沿って手続が進められており、文化財保護法が施行される以前の明治以来の陵墓行政の一端を窺い知ることができる貴重な情報といえる。

また、文部省からの発掘許可については、昭和24年（1949）12月6日付けの朝日新聞記事によると、坂本氏が上京して文部省から直接許可を得たとし、「前方部だけの調査では古墳としての価値がなくなる、全面的に調査したほうがよからう」と指示があったと報じている。さらに同記事中には「文部省も国宝に指定することを約している」とあり、12月13日付けの同新聞にも「調査発掘後は国宝に指定されるという内約のもとに文部省から認可された」と報じている。実際、神社に残る文部省からの許可通知文書の写には、「付近の古墳については、将来本省において史蹟名勝天然記念物法において指定も考慮しているので調査には万全の措置をとられるよう」との記載があることから、当初は中通古墳群の史蹟指定を前提に長目塚古墳後円部まで含めた調査計画であったことが窺えるが、残念ながら調査を終了した後に「付近の古墳」も含めて国指定の実現は叶わなかった。ちなみに中通古墳群（11基）は、昭和34年（1959）12月8日付けで熊本県の史跡に指定されている。熊本県教育委員会では、昭和30年（1955）の熊本県文化財保護条例の制定に伴い指定候補の文化財の選定作業を行ってきた結果、中通古墳群を近く史跡に指定するとして昭和32年（1957）4月13日付けで一宮町に対して指定照会が行われた。一宮町は同月に指定調書及び同意書を提出し、その翌々年に指定となった。中通古墳群は熊本県で最初の史跡指定の一群であり、他に古墳としては、一宮町（現阿蘇市）の上御倉古墳・下御倉古墳、玉名市の永安寺東古墳・永安寺西古墳・大坊古墳、山鹿市の城横穴群・長岩横穴群、球磨郡錦町の京ガ峰横穴群などが指定された<sup>(6)</sup>。

さて、11月27日の『社務日誌』には坂本氏が阿蘇神社へ訪問、文部省から発掘許可を正式に得たとの報告があったことが記録されている。これを受けて新聞各社は「斉藤忠文部技官を迎えて12月10日から調査開始、成果に期待がかかる」などと一斉に報じたが、ここで問題が生じた。

『社務日誌』によれば、12月7日に神社相談役会にて対応を協議し、同日付けで、阿蘇神社は県社会教育課長宛に「長目塚発掘に関する件」と題して「10日に着手と報じられているが、神社として承諾書も提出しておらず、何等準備もありませんから同意致しかねます。着手の期日は当神社とご相談の上決定されるよう」という抗議の文書を提出し、調査責任者の坂本氏個人宛にも同様の内容の書簡を送付している。また、翌日の12月8日に阿蘇神社では崇敬講社支部長会を開催して7日の協議等の報告を行ったことが『社務日誌』に記載されている。阿蘇神社からすれば、神社に対して発掘調査の主体である県社会教育課から正式な発掘承諾の依頼もない上に調査組織として窓口も曖昧であること、そして中通村と協議中であった後円部の土地譲渡問題など未解決の状態が発掘調査が進行していることなどに懸念を抱いたのである。

抗議を受けた県社会教育課側の対応としては、10日の『社務日誌』に、坂本・乙益両氏ほか2名が阿蘇神社へ訪問、宮司ほか神社関係者に対して報道に至る経過や後円部を含めた調査が文部省の意向であることが説明がされ、後円部の譲渡問題についても中通村と調整し解決すると回答があったことが記録されている。

一方、11日付けで中通村から神社宮司宛に陳情書が提出された。陳情は中通村長と中通村上西河原及び下西河原代表4名の連署によるもので、東岳川河川改修工事に伴い河川用地として長目塚古墳前方部の譲地許可への理解協力を求めたものであった。当時の熊本日日新聞によると、阿蘇地方では、昭和22年（1947）

5月から中岳火口が激しく噴火を繰り返し、ほぼ全域に亘りヨナ（火山灰）による深刻な被害を受けていた。同年7月、阿蘇地方は豪雨に見舞われ、降り続いたヨナを一気に押し流し、河川の氾濫、堤防決壊などにより阿蘇谷の広い範囲がヨナに覆い尽くされ、なかでも古城村、中通村、宮地町、坂梨村の被害は甚大であった。

さらに追い打ちをかけるように昭和23年（1948）、昭和24年（1949）にも連続して豪雨災害が発生し、中通村内を貫流する東岳川はヨナで完全に埋め尽くされてしまった。その結果、河川沿いの西河原集落は河床よりも低くなり、一旦大雨に見舞われれば田畑はもとより人命に危険が及ぶことも否定できない状況にあった。

12月12日の『社務日誌』によると、坂本氏ほか調査員は長目塚古墳現地にて調査準備に取り掛かっていたが、神社氏子総代らが調査条件の約束が違うとして県庁へ訪問し抗議を行っている。これを受けて翌13日に県社会教育課、乙益教授が神社へ訪問、神社は関係者を招集し、中通村の陳情及び長目塚古墳後円部の今後の村との契約の件について協議を行っている。その結果、後円部譲渡の調整がついていないため、後円部については調査を断念することが決定した。県では来年3月議会にて予算化し、改めて後円部の調査を行う予定と説明している。14日には、先の中通村の陳情に伴い、中通村と神社において、「神社に後円部を寄贈する」、「村にて史跡保存会を組織し長目塚古墳及び周辺古墳の保存に善処する」、「長目塚古墳後円部南側に祭祀の場となる土地を寄贈する」という3条からなる契約を取り交した。

『長目塚問題関係綴』によると、坂本氏は15日付けで、18日に古墳祭を実施した上で正式に発掘調査開始する旨を宮司宛に書簡で通知、県社会教育課も16日付けで宮司宛に坂本氏を調査責任者として前方部の発掘調査を施行することに対する承諾依頼の文書を送付し、神社は異議なしとして20日付けで承諾書を提出している。

12月16日、文部省から斉藤忠技官が来熊、乙益教授の案内のもと荒尾・玉名地区の遺跡や出土遺物を視察している。17日には発掘調査に先立って阿蘇神社と国造神社にて奉告祭が行われた。翌18日に斉藤忠技官らが阿蘇入りし、調査団や関係者一同参集のもと、長目塚古墳現地で奉告祭並びに東岳川河川改修工事起工祭が行われた後、いよいよ発掘調査が開始された。調査は28日までの11日間行なわれ、長目塚古墳の発掘と測量、中通古墳群の一部測量まで一旦区切りを付け、引き続き翌年の昭和25年（1950）8月に10日間の日程で残りの中通古墳群や手野などの周辺古墳の測量調査を完了し調査の全行程を終えた。のちに坂本氏は昭和37年（1962）に刊行された発掘調査報告書<sup>(7)</sup>の中で「この調査は戦後日なお浅く調査用器材の入手が困難であり更に他の事情も加わって調査の運営には苦労が多かった」と一連の調査の苦労を振り返っている。

#### 4 発掘調査後の経過

長目塚古墳の調査後、前方部より出土した石室は、長目塚古墳の後円部下方の前方部に移転改葬された。この移転に関しては、調査報告書にも記載があるが、昭和25年（1950）6月10日の『社務日誌』には「中通村古墳長目塚前方より発掘の石棺移転終了につき棺より出土せる御骨、御歯等埋葬の上、宮司齋主として奉仕の上、厳粛なる埋葬式を行いたり」とある。この移転復原は、調査条件にあった古墳祭などに関連して行われたものと推測されるが、出土した人骨や歯も石室と共に埋葬されていたことは全く知られていなかった。

また、調査で出土した遺物は、阿蘇神社の要望どおり神社にて保管することとなった。現在も宝物とし適切に管理され、阿蘇市の文化財にも指定されている<sup>(8)</sup>。当時、古墳の出土品は宮内省に帰属するのが原則であり<sup>(9)</sup>、国が相当価にて買上げていた時代である。遺失物法関係の手續書類が残っていないため、詳しい経緯などは分からないが、12月24日付けで中通村長が神社に宛てた覚書には「古墳よりの出土品については、若

し地元において保有を認められたる場合は、異議無く阿蘇神社に保有せらるし事と思慮する」とあり、帰属をめぐって県や村が阿蘇神社に配慮して国と調整した結果により適ったものと考えられる。

長目塚古墳の発掘調査の起因となった東岳川の河川改修工事は昭和25年（1950）に無事完了した。その後は多少の水害に見舞われることはあったが、集落に大きな被害が及ぶことはなかった。坂本氏は調査報告書の結語中において「阿蘇開拓の大祖先は、その墳墓の部分をさいて子孫の民生を救ったのである」と述べ、阿蘇神社の英断と被葬者の御霊に対して敬意を表している。

また、一の宮町史編纂資料<sup>(10)</sup>によれば、県は昭和24年（1949）に「此の地方一帯に亘り群を成して現存せる十数ヶ所の古墳は此の地方祖先の墳墓として崇敬すべきものなるは勿論、阿蘇古代文化の文化史を極める上にきわめて貴重なる遺跡なり、依て之を汚損する事なき様地方人志の愛護を切望す」と書かれた標柱を中通古墳群の勝負塚前に建立したとされる。古いものなので現存はしていないが、おそらく長目塚古墳の発掘調査を契機に地元に対して更なる文化財保護の啓発を呼びかける目的で建立されたものと考えられる。

昭和29年（1954）に刊行された『中通村史』には、「ひたすらに民生の安定を望まれる阿蘇大宮司惟友氏の英断によって、遂に村民の熱願は達せられ、年来の改修工事は遂に日の目を見るに至ったことは、吾々の永久に忘れることは出来ないことである。ここに、深厚なる敬意を捧げ、いつきまれる霊に対して、衷心より冥福を祈って止まない次第である。仰ぎ願わくば、年々、河川祭を催し、民生の安定と、慰霊の誠を捧ぐると共に、発掘品に対しては、古代史研究の資料として、重要な文化価値あらしめる為に画策するところがなければならぬと信ずる次第である」とあり、地元にとっても長目塚古墳の発掘調査が、いかに意義深いものであったかを物語っている。

## おわりに

今回の阿蘇神社の資料では、考古学的評価に繋がるような内容のものはなかったが、特に長目塚古墳の調査に関連した新聞記事は多く、開発と文化財保護、それに宗教を加えた社会的テーマとして注目され、かつ県内初の正式な古墳の発掘調査として学術的な成果に対する期待がいかに高かったかということが分かった。

また、文化財保護法施行以前の手続の一端や当時の調査前後の動向、そして関係者の知られざる苦勞など調査報告書等には記載のない長目塚古墳の発掘調査の舞台裏を窺い知ることができた。戦後間もない社会情勢と「古墳と神社」、「史跡と民生」など様々な事情の中であって、熊本県の埋蔵文化財調査史に残る歴史的な発掘調査を成し得た関係各位の功績を讃え、中通古墳群の今後更なる価値評価と文化財保護に努めていかなければならない。

## 註

- (1) 大正2年（1913）1月16～18日付け九州日日新聞の記事によると、九州地区の国造の墳墓調査に訪れた宮内省御用掛の増田于信氏は、同年1月13～16日の日程で阿蘇神社の資料調査や阿蘇谷の中通古墳群、上御倉・下御倉古墳、古城村大字中野字城頭の横穴群（二俵筒？）などの踏査を行なっている。これら記事のほか増田氏の踏査の所見は、大正11年（1922）9月19～23日の九州日日新聞に「阿蘇国造の話」として連載された。また、踏査には後藤是山も随行し、大正2（1913）1月24～30日の「九州日日新聞」に「古墳探査手記」を連載している。
- (2) 明治36年（1903）4月3～16日付けの九州日日新聞に「阿蘇中部の古跡に就きて」を連載。のちに加筆修正して「阿蘇中部の旧跡及び古墳に就いて」として『歴史地理』第43巻第6号（大正13（1924）年6月）に寄稿した。

- (3) 「神陵保存願」は明治14年(1881)3月、明治19年(1886)2月及び3月、「神陵検査願」(由緒、見取図等関係資料添付)は明治25年(1892)10月に提出されている。県からは明治26年(1892)11月に更なる詳細な関係資料の提出を求められ、それ以降の具体的な進展の記録は見当たらない。
- (4) 昭和8年(1933)5月18日付け「九州新聞」記事、昭和8年(1933)5月14日及び18日付け「九州日日新聞」記事。熊本県神職会の会員のほか熊本県知事(代理)や県会議員総代、阿蘇郡教育支会長(代理)、中通村長、村会議員など各界の代表や小学校教員及び生徒、男女青年団員、一般有志など300名を超える参加者があり、郷土史家の平野流香氏による講演会などが催された。中通村で盛況だった古墳祭は、上御倉・下御倉古墳等が所在する古城村の国造神社でも11月に開催された。
- (5) 史蹟名勝天然紀念物保存法施行令〔大正8年12月29日 勅令第499号〕  
第三條 史蹟名勝天然紀念物保存法第二條ノ規定ニ依リ古墳ヲ發掘スル場合ニ於テハ當該吏員ハ地方長官ヲ經由シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ  
史蹟名勝天然紀念物保存法第三條又ハ前條ノ規定ニ依リ古墳ヲ發掘セムスル場合ニ於テ地方長官許可又ハ承認ヲ與フルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ  
前二項ノ規定ニ依リ文部大臣認可ヲ爲ス場合ニ於テハ豫メ宮内大臣ニ協議スヘシ
- (6) 現在、玉名市の永安寺東古墳、永安寺西古墳、大坊古墳は国史跡に指定されている。
- (7) 坂本経堯「阿蘇長目塚 附 小嵐山古墳」『熊本県文化財調査報告』第3集、熊本県教育委員会、昭和37年(1962)
- (8) 「長目塚出土品」阿蘇市有形文化財(考古資料) 平成19年3月28日指定
- (9) 遺失物法第13条(国庫に帰属)に対応して出された内務省訓令985号(明治32年10月26日)により「古墳関係品其ノ他學術技芸若ハ考古ノ資料トナルヘキモノハ宮内省」とされていた。
- (10) 旧一の宮町史編纂資料(2-2-41「古墳関係資料」)、阿蘇市教育委員会蔵